

平成 27 年
7月 1 日 (水)
20:00 - 21:30
—物権編—



法律知識 知っておきたい ④

「知らなかった」では済まされないものの 1 つに法律があります。特に私法（市民法）と呼ばれるものには、日常生活を生きていくためのエキスがたくさんあります。

今回の「知っておきたい法律知識」シリーズでは、数ある法律の中から、これはといわれるものを講師が抜粋して進めて参ります。

あなたの知識と知恵の貯蔵庫へ身近な法律をインプットしてみましょう。人間関係・紛争・トラブルの予防に必ず役に立つと思われます。



第 4 回目の今回は、「物権編」です。
物権とは、特定の「物」に対する直接的・排他的な支配権をいいます。その権利は絶対的な権利で強力なもので、家や土地、車など売買によってその所有権を取得できますが、今住んでいる所は誰が所有権を持っているでしょうか。トラブルに巻き込まれないために、今後の契約時にぜひ知識を活かしてみてください。次回は、「親権編」の予定です。

【講 師】 廣瀬 一郎

プラクティスド・コンサルティング・カウンセラー®

【対 象】

- 法律を学び日常生活に活かしたい方
- 法律の知識を仕事に活かしたい方

【会 場】 T スペース La-rapport

松山市湊町 8 丁目 111 番地 1 愛建ビル 3F

【受講料】 4,320 円（税込）

【振込先】

愛媛銀行 松山駅前支店（普）3241503
名義：廣瀬一郎

伊予銀行 宮西出張所（普）1275942
名義：廣瀬一郎

【お申込み・お問合せ】

申込書にご記入の上 FAX して下さい

※メールの場合は、申込書の項目を必ず
記載して下さい

サクセスブレーンズ株式会社

〒790-0012

松山市湊町 8 丁目 111 番地 1 愛建ビル 3F

TEL: 089-921-0890

FAX: 089-921-8455

E-mail: humanresource@bz01.plala.or.jp

「知っておきたい法律知識④ —物権編—」講座 受講申込書

ご氏名 (ふりがな)

ご住所 〒

TEL

FAX

e-mail